

## 統計調査等業務最適化推進協議会の運営について

2006年（平成18年）4月24日  
統計調査等業務最適化推進協議会決定  
2008年（平成20年）3月31日改定案

統計調査等業務最適化推進協議会（以下「協議会」という。）の運営については、「統計調査等業務最適化推進協議会について」（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に定めるもののほか、下記のとおりとする。

## 記

## 1 開催

- (1) 協議会は、必要がある場合に議長が随時招集するものとする。
- (2) 議長は、前項に定めるほか、協議会の構成員から要請があり、必要と認めるときは、協議会を招集するものとする。
- (3) 協議会の構成員が出席できないときは、当該構成員の指名する代理の職員が出席することができる。
- (4) 協議会は、構成員（代理の職員を含む。）の3分の2以上の出席により成立する。

## 2 議決

協議会に付議された事項のうち協議会の決定とするものの議決は、協議会に出席する構成員（代理の職員を含む。）において、全会一致により行う。

## 3 幹事会

- (1) 統計調査等業務の最適化の推進に係る各府省に共通する課題並びに政府統計共同利用システムその他統計調査等業務の最適化に係る情報システムの整備及び運営等について、検討、連絡調整及び審議等を行うため、協議会の下に、「統計調査等業務最適化推進協議会幹事会」（以下「幹事会」という。）を設置するものとする。
- (2) 幹事会に主査を置く。主査は、議事を管理し、会議の進行を行う。また、必要に応じ、幹事会の検討状況等を協議会に報告するものとする。
- (3) 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、主査は、必要があると認められる場合は、政府統計共同利用システムの運用管理機関の職員及びその他の者をオ

ブザーバーとして出席させることができる。

- (4) 幹事会の庶務は、総務省統計局統計情報システム課において処理する。
- (5) 上記 1 及び 2 に定める事項は、幹事会の決定又は承認とする議事に準用するものとする。
- (6) その他幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。

#### 4 その他

共通問題専門部会、情報システム専門部会及び調査項目標準化等専門部会は、上記 3 の幹事会の設置に伴い廃止する。

(別紙)

統計調査等業務最適化推進協議会幹事会構成員

主 査 総務省統計局統計情報システム課企画官  
構成員 人事院事務総局総務課広報情報室長  
内閣府大臣官房企画調整課課長補佐  
宮内庁長官官房秘書課調査企画室長補佐  
公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室補佐(総括)  
警察庁情報通信局情報管理課課長補佐  
金融庁総務企画局企画課課長補佐  
総務省統計局統計調査部調査企画課首席統計情報官  
総務省政策統括官室(統計基準担当)副統計審査官  
法務省大臣官房司法法制部司法法制課補佐官  
外務省領事局政策課上席専門官  
財務省大臣官房総合政策課調査統計官  
文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長補佐  
厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長補佐  
農林水産省大臣官房統計部統計企画課課長補佐  
経済産業省経済産業政策局調査統計部統計情報システム室参事官補佐  
国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課課長補佐  
環境省総合環境政策局環境計画課課長補佐  
防衛省地方協力局労務管理課課長補佐

## 政府統計共同利用システム基本規程（案）

平成 20 年 3 月 31 日  
統計調査等業務最適化推進協議会決定

（基本規程の目的）

**第 1 条** 政府統計共同利用システム基本規程（以下「本規程」という。）は、政府統計共同利用システムの運営に関する原則を定めるとともに、同システムの運営に係る関係機関の相互関係を明らかにし、及び関係機関が遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。

（用語の意義）

**第 2 条** 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「政府統計共同利用システム」とは、下表に掲げるサブシステムで構成する「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「最適化計画」という。）に基づき整備された各府省共同利用型システムであり、本規程に定める運用管理機関が運用管理するシステムをいう。

表 政府統計共同利用システムを構成するサブシステム

サブシステム名	機能の概要
標準地域コード管理システム	市区町村の廃置分合等情報、名称変更情報及び境界変更情報並びに法令で定める市の区分及び標準地域コードを管理し、統計調査時点その他任意の時点における市区町村及び各時点の変遷を把握するための機能を備える。
事業所・企業データベース	各府省が行う事業所・企業を対象とする各種統計調査のための母集団情報を整備し、各府省の申請に基づきこれを各府省に対し提供するとともに、各府省が行う標本抽出の処理及び調査対象者の重複是正を支援し、各府省が実施した統計調査の調査履歴を管理するための機能を備える。
調査項目データベース	統計調査に用いる調査項目及び調査票情報を収録し、調査項目の定義情報等のメタデータを検索するためのシステムとして、調査項目メタデータ管理機能、調査票情報管理機能及び調査項目・調査票情報提供機能を備える。
政府統計オンライン調査総合窓口	政府において行われる国民、企業等を対象とする各種の統計調査（国の行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査を除く。）について、現行の調査方式（調査員調査、郵送調査等）と併用又は代替が可能なオンライン調査に用いる各府省共同利用型のシステムとして各種機能を備える。
調査員管理システム	政府統計オンライン調査総合窓口と連携して調査員の情報の管理等を行うシステムとして各種機能を備える。
認証システム	政府統計共同利用システムにおける認証機能及び認証に必要な情報の管理を一元的に行う共通のシステムとして各種機能を備える。
統計表管理システム	利用機関が公表する統計表について、当該統計表に係るスプレッドシート等のファイルを一元的に蓄積、管理し、政府統計の総合窓口（e-Stat）及び各府省のホームページを通じて一般利用者に提供するシステムとして、提供分類設定機能、統計表管理機能、統計表一覧ダウ

サブシステム名	機能の概要
	ンロード機能等の機能を備える。
統計情報データベース	指定統計調査の結果等を一元的にデータベース化し、インターネットを通じ、統計表検索、データ抽出、統計表表示、グラフ作成、データのダウンロード等の機能を一般利用者に提供できるシステムとして、統計表情報管理機能、データベーステーブル作成機能、統計情報データベース管理機能等の機能を備える。
地域統計分析システム	都道府県及び市区町村について、統計データによる時系列表示や地域間比較等の地域分析、地域の特性の把握をインターネット上で行えるシステムとして、提供機能を備える。
統計地理情報システム	各種の統計情報を地図上に表示することによって統計情報の地理的な表示、分析を可能にするシステムとして、提供機能を備える。
標準統計分類データベース	「日本標準産業分類」、「日本標準職業分類」及び「日本標準商品分類」並びに「疾病、傷害及び死因分類」、「疾病分類」及び「死因分類」等を検索することを目的とする知識共有型データベースとして、提供機能及びデータ管理機能を備える。
政府統計の総合窓口（e-Stat）	政府統計に係る情報提供体系の総合的な窓口（ポータルサイト）として、一般利用者に分かりやすい分類に整理した各種のコンテンツで構成するほか、アンケート機能、ユーザ認証機能、マイページ機能等の機能を備える。
利用機関総合窓口（業務ポータルサイト）	霞が関WAN及び総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて政府統計共同利用システムの各システムを利用する利用機関、地方公共団体等の利用者に対する総合的な窓口として、ポータル機能及び掲示板機能を備える。

二 「政府統計共同利用センター」とは、運用管理機関が、第一号の表に掲げる「政府統計共同利用システム」の各サブシステムの各種情報、機能等について、通信ネットワークを通じて利用機関、地方公共団体、国民、企業等に提供するための施設等をいう。

三 「サービス」とは、運用管理機関が行う、第一号の表に掲げるサブシステムによる各種情報及び機能の提供、提供する情報のメンテナンス、利用機関等利用者への支援、政府統計共同利用センターの保守・運用その他必要な作業等を一体として実施することをいう。

四 「運用管理機関」とは、政府統計共同利用システムの運用管理全般（サービスの提供、政府統計共同利用センターの保守・運用等）を行う機関をいう。

五 「利用機関」とは、次の 又は に該当する機関をいう。

構成府省 「統計調査等業務最適化推進協議会について」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の2の構成員に掲げる府省

承認機関 を除く霞が関WANの利用機関、総合行政ネットワークの参加団体及び広域的なネットワークを介して霞が関WANと接続することが認められている国の機関で、政府統計共同利用システムの利用料金を負担して利用機関となることについて統計調査等業務最適化推進協議会（以下「協議会」という。）の承認を得た機関

六 「政府統計共同利用システムサービス提供約款」とは、運用管理機関と利用機関との契約を締結するに当たり必要となる、運用管理機関が提供するサービスの内容を示した約款である。

七 「利用料金」とは、政府統計共同利用システムによるサービスを利用するための料金をいう。

(運用管理機関)

**第3条** 運用管理機関は、最適化計画に基づき、独立行政法人統計センターとする。

(運営に係る費用)

**第4条** 政府統計共同利用システムの運営に係る費用は、構成府省及び承認機関が負担する利用料金等により措置する。

2 構成府省の利用料金は、協議会において定める。

3 承認機関の利用料金は、協議会の意見を踏まえて、運用管理機関において定める。

(構成府省におけるサービスの利用)

**第5条** 構成府省は、政府統計共同利用システムサービス提供約款に掲げる運用管理機関が提供するサービスを受けることができる。

2 構成府省における政府統計共同利用システムの利用に当たっては、総務省が運用管理機関との間で一括して政府統計共同利用システムサービス提供約款に掲げる事項を主たる内容とする契約を締結するものとする。

政府統計共同利用システムサービス提供約款の内容を定め、又は改定する場合は、必要に応じ、あらかじめ協議会の下で必要な調整を行うものとする。

(承認機関におけるサービスの利用)

**第6条** 第2条の五の に規定する機関が、運用管理機関が提供するサービスの利用を開始しようとする場合は、あらかじめ協議会の議長に文書で申し出なければならない。

2 協議会の議長は、前項の申出があったときは、当該申出に対する承認の可否について、協議会に諮り、承認を受けなければならない。

3 承認機関が、運用管理機関が提供するサービスの利用を開始するに当たっては、あらかじめ運用管理機関との間で契約を締結しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、承認機関が利用機関サービスの利用をやめようとする場合について準用する。

(情報セキュリティ確保の原則)

**第7条** 運用管理機関は、政府統計共同利用システムの情報セキュリティを確保するため、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成17年12月13日情報セキュリティ政策会議決定)運用管理機関の情報セキュリティポリシーその他の別途定める情報セキュリティに係る規程等に基づき、秘密の保持その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 各利用機関は、政府統計共同利用システムの各機能を利用するに当たっては、利用機関が遵守すべき事項を定めた同システムの情報セキュリティに係る規程類、各利用機関の情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保するための適切な対応を行うものとする。

(相互協調の原則)

**第8条** 各利用機関及び運用管理機関は、政府統計共同利用システムの円滑かつ適切な運用を図るため、運用管理上必要な連絡、緊急時の迅速な対応等について相互に協調しなければならない。

(運用管理機関の責務)

**第9条** 運用管理機関は、政府統計共同利用システムサービス提供約款に掲げる各種サービスの提供その他実施することとされている業務を円滑に行わなければならない。

2 運用管理機関は、政府統計共同利用システムの運用管理の適正かつ円滑な実施を図るため、第7条第1項に定める情報セキュリティに係る規程等のほか、運用管理機関及び利用機関が遵守すべき必要な規程類(同システムの運用管理又は利用に必要な手順書等を含む。以下同じ。)の整備を行うとともに、これらの規程類を遵守して運用管理を行わなければならない。

運用管理機関が整備する規程類のうち、利用機関が遵守すべき事項を定めるものについては、あらかじめ協議会の下で必要な調整を行うものとする。これらの規程類を改定する場合も同様とする。

3 運用管理機関は、政府統計共同利用システムを構成する各サブシステムについて、原則として、年間を通じ24時間運用を行わなければならない。

4 運用管理機関は、利用機関の職員が政府統計共同利用システムの各機能を円滑に利用できるよう、必要な研修その他の支援を実施しなければならない。

5 運用管理機関は、独自の創意工夫及び経営努力を通じ、政府統計共同利用システムの運用管理に係る業務の効率化及び経費の低減に努めるものとする。

6 運用管理機関は、第4条の政府統計共同利用システムの利用料金等について、同システムのサービスに係る用途以外に使用してはならない。

(利用機関の責務)

**第10条** 利用機関は、政府統計共同利用システムを利用するに当たっては、第7条第2項に定めるもののほか、前条第2項に基づき運用管理機関が定める規程類のうち利用機関に求める事項を遵守しなければならない。

2 利用機関が、法定受託事務又は業務委託として政府統計共同利用システムを地方公共団体等又は民間事業者を利用させる場合には、同システムの利用機関が遵守すべき事項を定めた情報セキュリティに係る規程等に従わせるよう、必要な措置を講じなければならない。

(総務省の責務)

**第11条** 総務省は、政府統計共同利用システムの適正かつ円滑な運用管理を図るため、運用管理機関との間で連絡・調整を密に行わなければならない。

2 総務省は、政府統計共同利用システムの仕様書(要件定義書)設計書及びソフトウェアプログラムを適正に管理しなければならない。

また、運用管理機関がソフトウェアプログラムを使用するに当たっては、運用管理機関との間で使用許諾契約を締結するものとする。

4 総務省は、政府統計共同利用システムに係る重要な事項に関し、利用機関その他関係する機関等との間で総合的な調整に努めなければならない。

(システムの改修及び機能拡充)

**第12条** 運用管理機関は、各利用機関からの要望、情報通信技術の進展等の状況の変化等に対応するため、総務省と調整し、同システムの改修及び機能拡充を行うものとする。

- 2 前項の改修及び機能拡充を実施した場合には、総務省は、協議会に報告するものとする。

(利用機関固有の事情によるシステム対応等)

**第 13 条** 各利用機関固有の業務を遂行するために、政府統計共同利用システムの改修、機能拡充、各種設定の変更等の必要がある場合には、あらかじめ協議会の下で必要な調整を行うものとする。

- 2 前項の対応を行う場合に必要となる経費については、原則として、当該利用機関が負担するものとする。

(政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者の設置)

**第 14 条** 政府統計共同利用システムに係る各利用機関と運用管理機関との間の連絡・調整等を行うとともに、各利用機関内の連絡・調整等を行うため、各利用機関に「政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者」(以下「連絡担当者」という。)を置く。

- 2 連絡担当者は、正担当者及び副担当者各一名ずつとする。
- 3 各利用機関は、運用管理機関が別途定める方法により、連絡担当者の登録及び変更を行う。

(政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議の設置)

**第 15 条** 政府統計共同利用システムの運用管理に関し、利用機関と運用管理機関との間で円滑な連絡・調整等を行うとともに、同システムの利便性向上に資するため、「政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議」(以下「担当者会議」という。)を置く。

- 2 担当者会議の構成員は、各利用機関の正担当者及び運用管理機関の担当で構成する。
- 3 担当者会議の庶務は、総務省の協力を得て、運用管理機関において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、担当者会議の運営に関し必要な事項は、担当者会議において定める。

## 政府統計共同利用システムサービス提供約款（案）

平成 20 年 3 月 31 日

### 第 1 目的等

「政府統計共同利用システムサービス提供約款」（以下「本約款」という。）は、政府統計共同利用システムの運用管理機関である統計センターが提供する同システムのサービスに関し、当該サービスの提供内容及び政府統計共同利用センターの運用・保守その他の独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が行う同システムの運用管理について定めるものである。

### 第 2 用語の意義

本約款における用語の意義は以下のとおりである。

#### 1 政府統計共同利用システム

「政府統計共同利用システム基本規程」（平成 20 年 3 月 31 日統計調査等業務最適化推進協議会決定。以下「基本規程」という。）第 2 条第一号に規定するシステムをいう。

#### 2 政府統計共同利用センター

基本規程第 2 条第二号に規定する施設等をいう。

#### 3 サービス

基本規程第 2 条第三号に規定するサービスをいう。

#### 4 利用機関

基本規程第 2 条第五号に規定する利用機関をいう。

#### 5 調査実施機関

利用機関のうち、オンライン調査に係るサブシステムを利用してオンライン調査を実施するものをいう。

#### 6 経由機関

調査実施機関がオンライン調査に係るサブシステムを利用してオンライン調査を実施するに当たり、調査員等との連絡・調整等を行う地方公共団体等の機関をいう。

#### 7 利用機関利用者

利用機関に所属する職員で、政府統計共同利用システムの各サブシステムを利用する者をいう。

#### 8 調査実施機関利用者

調査実施機関に所属する利用機関の利用者をいう。

#### 9 経由機関利用者

経由機関に所属する者で、政府統計共同利用システムの各サブシステムを利用する者をいう。

#### 10 一般利用者

インターネットを通じ提供している政府統計共同利用システムの各サブシステムを利用する国民、企業等をいう。

11 利用機関管理者

各利用機関内において政府統計共同利用システムの各種利用者情報（アカウント情報等）を管理する者をいう。

12 利用機関連絡担当者

基本規程第 14 条第 1 項に基づき各利用機関内に置かれる連絡担当者をいう。

13 政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議

基本規程第 15 条第 1 項に基づき置かれる会議をいう。

### 第 3 サービス

統計センターが行うサービスの内容等は、以下のとおりとする。

1 各種情報及び機能の提供

統計センターは、政府統計共同利用センターを通じ、一般利用者、利用機関利用者及び経由機関利用者に対し、基本規程第 1 条第一号の表に掲げるサブシステムの各機能を提供する。各サブシステムの主要機能は表 1 のとおりである。

表 1 サブシステムで提供する機能

サブシステム名	機能
標準地域コード管理システム	<p>一般利用者及び利用機関利用者に対し、以下の機能を提供する。</p> <p>標準地域コード情報検索機能</p> <p>ア 標準地域コード等検索機能</p> <p>イ 時点間廃置分合等検索機能</p> <p>ウ 廃置分合等地図表示機能</p> <p>エ 市区町村数表示機能</p> <p>オ 最長・最短市区町村名検索機能</p> <p>カ 廃置分合及び名称変更状況管理機能</p> <p>キ 印刷用情報抽出機能</p> <p>標準地域コード公表事務支援機能（総務省のみ）</p> <p>ア 官報告示支援機能</p>
事業所・企業データベース	<p>利用機関利用者に対し、以下の機能を提供する。</p> <p>母集団情報管理機能</p> <p>ア 母集団情報提供機能</p> <p>標本抽出機能</p> <p>ア 地点層化・抽出機能</p> <p>イ 客体層化・抽出機能</p> <p>ウ 任意母集団登録機能</p> <p>重複是正機能</p> <p>ア 代替候補検索機能</p> <p>イ 是正基準管理機能（総務省のみ）</p>
調査項目データベース	<p>一般利用者及び利用機関利用者に対し、以下の機能を提供する。</p>

サブシステム名	機能
	<p>供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査項目・調査票情報提供機能</li> <li>ア 調査票別検索機能</li> <li>イ 調査項目別検索機能</li> <li>ウ 調査項目メタデータ参照機能</li> </ul>
政府統計オンライン調査総合窓口	<p>一般利用者、利用機関利用者及び経由機関利用者に対し、以下の機能を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン調査機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 電子調査票のダウンロード機能</li> <li>イ 回答データ一括送信機能</li> <li>ウ 回答データの自動審査機能</li> <li>エ 回答データの修正機能</li> <li>オ データのプレ・プリント機能</li> </ul> </li> <li>経由機関機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 経由機関情報の管理機能</li> <li>イ 調査員割当情報の管理機能</li> <li>ウ 電子調査票情報の管理機能</li> <li>エ 受付状況の管理機能</li> <li>オ データの管理機能</li> <li>カ データの自動審査機能</li> <li>キ 基礎表の作成機能</li> <li>ク 特定帳票の作成機能</li> <li>ケ 業務処理の進捗管理機能</li> <li>コ 業務処理の完了連絡機能</li> </ul> </li> <li>調査実施機関機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 統計調査情報の管理機能</li> <li>イ 経由機関情報の管理機能</li> <li>ウ 調査区情報の管理機能</li> <li>エ 調査員割当情報の管理機能</li> <li>オ 電子調査票情報の管理機能</li> <li>カ 調査対象者情報の管理機能</li> <li>キ プレ・プリント情報の管理機能</li> <li>ク 受付状況の管理機能</li> <li>ケ データの管理機能</li> <li>コ データの自動審査機能</li> <li>サ 基礎表の作成機能</li> <li>シ 特定帳票の作成機能</li> <li>ス 業務処理の進捗管理機能</li> <li>セ 業務処理の完了連絡機能</li> </ul> </li> <li>オンライン調査体験機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ガイダンス機能</li> <li>イ オンライン調査体験機能</li> </ul> </li> </ul> <p>調査員管理システム及び認証システムとの連携機能</p>
調査員管理システム	<p>利用機関利用者及び経由機関利用者に対し、以下の機能を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査員情報の管理機能</li> </ul>

サブシステム名	機能
	<p>ア 調査員情報の登録機能  イ 調査員情報の更新及び削除機能  ウ 調査員情報の一括登録・更新機能  エ 調査員情報の検索機能  オ 調査員情報のダウンロード機能  調査員割当情報の管理機能  ア 調査員割当項目の登録機能  イ 割当依頼機能  ウ 割当状況の参照機能  エ 調査員割当情報の登録機能  オ 調査員割当情報の更新機能  カ 承認情報の設定機能  キ 調査員割当情報の一括登録・更新機能  ク 調査員割当情報の検索及び参照機能  ケ 調査員割当情報のダウンロード機能  コ 調査員割当情報の提出機能  サ 任命情報の設定機能  シ 調査員証印刷用ファイルのダウンロード機能  ス 宛名ラベル印刷用ファイルのダウンロード機能  叙勲・褒章等候補者情報の管理機能  ア 叙勲・褒章等候補者情報項目の登録機能  イ 推薦担当機関情報の登録機能  ウ 推薦依頼機能  エ 推薦状況の参照機能  オ 叙勲・褒章等候補者情報の登録機能  カ 叙勲・褒章等候補者情報の更新・削除機能  キ 叙勲・褒章等候補者情報の一括登録・更新機能  ク 叙勲・褒章等候補者情報の検索及び参照機能  ケ 叙勲・褒章等候補者情報のダウンロード機能  コ 叙勲・褒章等候補者情報の提出機能  サ 提出状況の参照機能</p>
認証システム	<p>一般利用者、利用機関利用者及び経由機関利用者に対し、以下の機能を提供する。  認証機能  ア 調査対象者の認証機能  イ 利用機関の認証機能  調査対象者認証情報の管理機能  ア 調査対象者情報の登録機能  イ 調査対象者情報の更新機能  ウ 希望者配布型における対象者ID発行機能  利用機関認証情報の管理機能  認証情報ダウンロード機能</p>
統計表管理システム	<p>利用機関利用者に対し、以下の機能を提供する。  提供分類設定機能  ア 登録機能  イ 一括登録機能</p>

サブシステム名	機能
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 更新機能</li> <li>統計表管理機能</li> <li>ア 統計表情報一覧表示機能</li> <li>イ 統計表新規登録機能</li> <li>ウ 統計表更新機能</li> <li>エ 統計表一覧確定機能</li> <li>オ 統計表情報ダウンロード機能</li> <li>統計表一覧ダウンロード機能</li> <li>ア 統計表一覧ファイル取得機能</li> <li>イ 統計表一覧作成機能</li> <li>公開処理機能</li> <li>統計情報データベース連携機能</li> </ul>
統計情報データベース	<p>一般利用者及び利用機関利用者に対し、以下の機能を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統計表情報管理機能</li> <li>ア 統計表情報一覧表示機能</li> <li>イ 統計表新規登録機能</li> <li>ウ 統計表更新機能</li> <li>エ 統計表情報ダウンロード機能</li> <li>データベーステーブル作成機能</li> <li>ア フォーマット変換機能</li> <li>統計情報データベース管理機能</li> <li>ア データベーステーブル一覧表示機能</li> <li>イ データベーステーブル検証機能</li> <li>ウ データベーステーブル削除機能</li> <li>エ 公開処理機能</li> <li>メタデータテーブル等管理機能</li> <li>ア メタデータテーブル管理機能</li> <li>イ パラメータファイル管理機能</li> <li>ウ 統計表表示テーブル管理機能</li> <li>統計情報データベース作成業務体験機能</li> <li>統計情報データベース提供機能</li> <li>ア 統計表表示機能</li> <li>イ 他の統計データ取り込み機能</li> <li>ウ 演算機能</li> <li>エ グラフ作成機能</li> <li>オ ダウンロード機能</li> <li>カ 印刷用ページ表示機能</li> <li>キ 英語サイト</li> </ul>
地域統計分析システム	<p>一般利用者及び利用機関利用者に対し、以下の機能を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通機能</li> <li>ア データ項目選択機能</li> <li>イ データのダウンロード機能</li> <li>ウ 項目定義集</li> <li>地域統計分析機能</li> </ul>

サブシステム名	機能
	ア 統計表表示機能 イ グラフ表示機能 ウ 統計地図表示機能 数値検索機能
統計地理情報システム	一般利用者及び利用機関利用者に対し、以下の機能を提供する。 提供機能 ア 地理情報表示・操作機能 イ 統計情報表示機能 ウ 行政界等選択集計機能 エ 住所照合機能 オ 印刷用画面出力機能 カ ダウンロード機能 キ 廃置分合、名称変更及び境界変更情報表示機能 ク 地理情報共用WEBシステム（仮称）対応機能
標準統計分類データベース	一般利用者及び利用機関利用者に対し、以下の機能を提供する。 提供機能 ア 検索機能 イ ダウンロード機能 ウ 印刷機能 エ 改定の概要表示機能 データ管理機能 ア データ登録・更新機能 イ 改定の概要作成機能
政府統計の総合窓口（e-Stat）	一般利用者及び利用機関利用者に対し、以下の機能を提供する。 データ検索 ア 簡易検索機能 イ 検索結果統計表表示機能 ウ 問い合わせ・概要説明表示機能 書籍検索 統計関係リンク集 統計で見る日本のすがた 統計で見る都道府県・市区町村のすがた 統計制度関係サイト 統計学習関係サイト 公表予定 ア 一覧表示機能 イ 検索機能 統計データ新着情報 新着情報配信サービス アンケート機能 ア アンケートフォーム作成機能 イ URL表示機能 ウ 集計等機能

サブシステム名	機能
	エ 削除機能 マイページ機能 パンくずリスト（トピックパス）表示機能 英文、テキスト版及び携帯電話向けサイト 府省内統計サイト検索 サイトマップ ヘルプ 問い合わせ
利用機関総合窓口（業務ポータルサイト）	利用機関利用者に対し、以下の機能を提供する。 ポータル機能 ア 一斉通知機能 イ シングルサインオン機能 ウ コンテンツのカスタム表示機能 掲示板機能 ア 掲示板管理機能 イ 掲示板表示機能 ウ フリーワード検索機能 エ カテゴリ管理機能 オ トピック管理機能 カ コメント作成機能

## 2 各サブシステムの運用管理及び利用機関との連絡・調整等

統計センターは、基本規程第1条第一号の表に掲げるサブシステムについて、その運用管理及び運用管理に係る利用機関等との連絡・調整その他必要な業務を行う。

主要な業務内容は、表2に掲げるとおりである。なお、表2に掲げる業務のほか、必要に応じ、各サブシステムの運用管理等に係る対応を行う。

表2 サブシステムの運用管理等主要業務一覧

サブシステム名	主要業務内容
標準地域コード管理システム	各種情報等のメンテナンス ア 官報の廃置分合等情報を用いた廃置分合等情報の登録、更新及び削除 イ 標準地域コード官報告示情報を用いた標準地域コードの登録、更新及び削除 利用機関等との連絡・調整等 ア 標準地域コード管理システムの機能を用いて標準地域コードの改正作業等を行う場合の必要な支援 イ その他本サブシステムの運用管理に係る利用機関との連絡・調整等（4(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）
事業所・企業データベース	各種情報等のメンテナンス ア 調査結果等を用いた母集団情報の登録、更新及び削除 イ 廃置分合等情報、所在地情報、商業登記情報等を

サブシステム名	主要業務内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>用いた毎月の母集団情報の登録、更新及び削除</li> <li>ウ 符号情報の登録、更新及び削除</li> <li>エ 重複是正チェック</li> <li>オ 調査回数の登録等</li> <li>利用機関等との連絡・調整等</li> <li>ア 母集団情報の使用申請関係の機能に係る利用機関利用者及び総務省への必要な支援</li> <li>イ 利用機関利用者が、事業所・企業データベースによる母集団情報の抽出、任意の母集団情報の登録、地点層化抽出又は客体層化抽出及び代替候補検索等を行う場合等における利用機関利用者への必要な支援</li> <li>ウ その他事業所・企業データベースの運用管理に係る利用機関との連絡・調整等(4(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。)</li> </ul>
調査項目データベース	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種情報等のメンテナンス</li> <li>ア 定義単位項目情報の登録、更新及び削除</li> <li>イ 分類情報の登録、更新及び削除、分類情報の紐付け</li> <li>ウ 調査票情報の登録、更新及び削除</li> <li>エ 調査項目情報の登録、更新及び削除</li> <li>オ 回答項目情報の登録、更新及び削除</li> <li>利用機関等との連絡・調整等</li> <li>ア 調査項目データベースの運用管理に係る利用機関との連絡・調整等(4(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。)</li> </ul>
政府統計オンライン調査総合窓口及び調査員管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種情報等のメンテナンス</li> <li>ア 利用機関から提供される電子調査票情報の登録、更新及び削除</li> <li>イ お知らせ情報の登録、更新及び削除</li> <li>ウ 調査実施機関から提供される推薦事務情報の登録、更新及び削除</li> <li>エ 推薦担当機関が変更された場合の推薦担当機関情報の登録、更新及び削除</li> <li>利用機関等との連絡・調整等</li> <li>ア 調査実施機関利用者及び経由機関担当者が、政府統計オンライン調査総合窓口及び調査員管理システムの各機能により必要な各種データの登録等を行う場合等における利用機関利用者への必要な支援</li> <li>イ 電子調査票の作成支援 調査実施機関が電子調査票を作成する場合における技術的な助言等の支援</li> <li>ウ 経由機関に対する操作説明会等の実施支援 調査実施機関がオンライン調査を実施するに当たり、オンライン調査を担当する利用機関利用者及び経由機関担当者を対象とした操作説明会を開催する</li> </ul>

サブシステム名	主要業務内容
	<p>場合における政府統計オンライン調査総合窓口及び調査員管理システムに係る説明等の支援</p> <p>エ その他政府統計オンライン調査総合窓口及び調査員管理システムの運用管理に係る調査実施機関等との連絡・調整等(4(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。)</p>
認証システム	<p>各種情報等のメンテナンス</p> <p>ア 利用機関マスタ、課室マスタ、システムマスタ、統計分野マスタ及び政府統計マスタの登録及び更新</p> <p>イ 利用機関管理者ユーザIDの発行、更新及び削除</p> <p>ウ 証明書の追加及び削除</p> <p>エ ワンタイムパスワードの割当、追加及び削除</p> <p>利用機関等との連絡・調整等</p> <p>ア 利用機関担当者が、認証システムの各機能により必要な各種データの登録等を行う場合等における利用機関利用者への必要な支援。</p> <p>イ その他、認証システムの運用管理に係る調査実施機関等との連絡・調整等(4(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。)</p>
統計表管理システム	<p>各種情報等のメンテナンス</p> <p>ア 統計で見る日本のすがた情報(マスタ)の登録、更新及び削除</p> <p>利用機関等との連絡・調整等</p> <p>ア 利用機関担当者が、統計表管理システムの各機能により統計表等各種データの登録等を行う場合等における利用機関利用者への必要な支援</p> <p>イ その他統計表管理システムの運用管理に係る調査実施機関等との連絡・調整等(4(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。)</p>
統計情報データベース	<p>利用機関等との連絡・調整等</p> <p>ア 利用機関担当者が、統計情報データベースの各機能により、メタデータテーブル等各種データの登録、統計表管理システムで格納された統計表の関連付け等を行う場合等における利用機関利用者への必要な支援</p> <p>イ その他統計情報データベースの運用管理に係る調査実施機関等との連絡・調整等(4(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。)</p>
地域統計分析システム	<p>各種情報等のメンテナンス</p> <p>ア データベース収録用データの登録、更新及び削除</p> <p>イ 統計情報データベースからの数値データの登録、更新及び削除</p> <p>ウ リンク先情報の登録、更新及び削除</p> <p>利用機関等との連絡・調整等</p> <p>ア 地域統計分析システムの運用管理に係る調査実施機関等との連絡・調整等(4(1)のヘルプデスクで対</p>

サブシステム名	主要業務内容
統計地理情報システム	<p>応可能なものを除く。)</p> <p>各種情報等のメンテナンス</p> <p>ア 背景地図データ作成、修正及び登録</p> <p>イ 行政界情報の登録、更新</p> <p>ウ 統計地図データの作成、登録</p> <p>エ 小地域統計地図の作成、登録</p> <p>オ 国土交通省ホームページからダウンロードした街区レベル位置参照情報を参照した街区レベル位置参照情報の変換</p> <p>カ 最新の国勢調査町丁・字等別境界データによる境界データの更新</p> <p>利用機関等との連絡・調整等</p> <p>ア 統計地理情報システムの運用管理に係る調査実施機関等との連絡・調整等(4(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。)</p>
標準統計分類データベース	<p>各種情報等のメンテナンス</p> <p>ア 標準統計分類の作成</p> <p>イ 標準統計分類の検索方法の設定</p> <p>ウ 標準統計分類データの登録、更新及び削除</p> <p>利用機関等との連絡・調整等</p> <p>ア 統計地理情報システムの運用管理に係る調査実施機関等との連絡・調整等(4(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。)</p>
政府統計の総合窓口(e-Stat)	<p>各種情報等のメンテナンス</p> <p>ア 運用管理機関が担当する新着情報の登録、更新及び削除</p> <p>イ 類義語キーワードの追加、更新及び削除</p> <p>ウ 運用管理機関に係るお知らせ情報の登録、更新及び削除</p> <p>エ アンケートフォームの作成、登録、更新及び削除</p> <p>オ リンク情報の登録、更新及び削除</p> <p>カ 公表予定ファイルの修正及び削除</p> <p>キ 統計関係情報の登録、更新及び削除</p> <p>利用機関等との連絡・調整等</p> <p>ア 利用機関担当者が、e-Statの各機能により必要な各種データの登録等を行う場合等における利用機関利用者への必要な支援</p> <p>イ 統計関係情報の登録等に当たっての関係機関との連絡・調整等</p> <p>ウ その他 e-Statの運用管理に係る調査実施機関等との連絡・調整等(4(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。)</p>
利用機関総合窓口(業務ポータルサイト)	<p>各種情報等のメンテナンス</p> <p>ア 特定掲示板の作成</p> <p>イ 叙勲・褒章掲示板の作成</p> <p>ウ 一斉通知の登録、更新及び削除</p>

サブシステム名	主要業務内容
	利用機関等との連絡・調整等 ア 利用機関担当者が、利用機関総合窓口の各機能により必要な各種データの登録、掲示板の開設等を行う場合等における利用機関利用者への必要な支援 イ その他利用機関総合窓口の運用管理に係る調査実施機関等との連絡・調整等（４（１）のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）

### 3 その他利用機関等との必要な連絡・調整等

表２に掲げる内容のほか、政府統計共同利用システムと各利用機関が個別に運用するシステムとの連携等を行う場合等において、当該利用機関と必要な連絡・調整等を行う。

### 4 政府統計共同利用センターの運用・保守等

統計センターは、政府統計共同利用センター内に設置するソフトウェア、ハードウェア及び関連する設備等の運用・保守及びインターネット、霞が関WANと接続されるネットワーク及び関係機器を対象としたセキュリティ監視を行う。

政府統計共同利用センターの運用・保守に当たっては、サービスレベルを設け、サービス水準の維持に努める。

### 5 利用者等への支援

#### (1) ヘルプデスク

##### 内容等

統計センターは、ヘルプデスクを設け、政府統計共同利用システムの全般的事項及び各サブシステムに係る一般利用者及び利用機関利用者からの問合せ等の受付、回答等を行う。

問合せの受付は、電話、ファクシミリ及び電子メールにより行う。

問合せ等に対する回答を迅速に行うよう努める。統計センターで回答ができない問合せ等については、回答可能な機関に連絡するなどの必要な対応を行う。

##### 問合せ等受付時間

問合せ等の受付時間は、以下のとおりとする。

- ・ 電話：月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く） 9：00～20：00
- ・ ファクシミリ及び電子メール：原則として24時間

#### (2) 操作説明会等の開催

統計センターは、以下のとおり、政府統計共同利用システムの全般的事項及び各サブシステム等に係る操作説明会等を開催する。

利用機関管理者及び利用機関利用者等を対象とした操作説明会等の開催

認証システムの利用方法等について、毎年度のできる限り早期に、利用機関管理者及び利用機関利用者等を対象とした操作説明会を開催する。

利用機関等からの要請による操作説明会等の開催

利用機関等からの要請があった場合、利用機関利用者等を対象とした操作説明会を開催する。

その他説明会等の開催

及び のほか、必要に応じ、利用機関利用者等を対象とした、政府統計共同利用システムに係る全般的な説明会、サブシステム別の説明会等を開催する。

#### 6 システムの改修・機能拡充等

統計センターは、利用機関利用者等から、各サブシステムの操作性についての意見・要望の聴取等を行い、操作性向上のための改修・機能拡充等の必要な対応を行う。

また、情報通信技術の進展等状況の変化等に対応するため、原則として、政府統計共同利用システムの運用管理に係る予算の範囲内において、改修・機能拡充等の必要な対応を行う。

改修・機能拡充等の実施に当たっては、あらかじめ総務省と必要な調整を行う。

### 第4 関係規程等の整備等

統計センターは、適正かつ円滑なサービス提供及び政府統計共同利用センターの適正かつ円滑な運用管理等を行うため、表3に掲げる規程及び政府統計共同利用システムの運用管理又は利用に必要な手順書等を整備するとともに、運用管理の状況に応じ、改定等必要な対応を行う。

規程等のうち、利用機関が遵守すべき事項については、「統計調査等業務最適化推進協議会」での調整結果を踏まえた整備、必要な改定等を行う。

表3 関係規程

規程名	概要
政府統計共同利用システム運用保守規程（仮称）	運用管理機関が実施する政府統計共同利用システムの運用保守について、情報セキュリティ対策、作業内容、手順等を定めたもの。
政府統計共同利用システム利用要領（仮称）	政府統計共同利用システムの利用者が遵守すべき、情報セキュリティ対策、手続き等を定めたもの。

### 第5 連絡・調整等体制

#### 1 運用管理機関の連絡・調全体制

統計センターは、サービスの提供及び政府統計共同利用センターの運用管理を行うに当たり必要となる利用機関との連絡・調整を行うための体制を構築し、各利用機関に提示する。体制に変更が生じた場合には、速やかに各利用機関に提示する。

#### 2 利用機関の連絡・調全体制

統計センターは、基本規程第14条に基づき各利用機関が設置する連絡担当者につ

いて、迅速な連絡・調整等が行えるよう、政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者一覧を作成し、これを適正に管理する。

### 3 政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議

統計センターは、基本規程第 15 条に基づき設置する「政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議」(以下「担当者会議」という。)の庶務を行う。

## 第 6 障害時の対応

1 統計センターは、政府統計共同利用センター及び各サブシステムに障害が発生した場合、速やかに障害復旧のための必要な措置を講ずる。

また、障害発生時及び障害復旧後、利用機関に対し速やかに連絡を行う。

2 統計センターは、障害の復旧後、原因を究明し、再発防止策等の措置を講ずる。

## 第 7 運用管理状況の報告等

1 利用機関への報告

統計センターは、各サブシステムの利用状況、政府統計共同利用センター及び各サブシステムの障害発生・対応の状況等について、毎年 1 回、担当者会議に報告する。

2 総務省への報告

統計センターは、「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の「第 3 業務・システム最適化実施指針(ガイドライン)」の規定に基づき、府省共通業務・システムの担当府省である総務省に対し、運用管理に係る各種報告を行う。

## 第 8 運用管理計画の作成

統計センターは、毎年度の運用管理計画を作成し、担当者会議に提示する。

統計センターは、運用管理計画の作成に当たっては、各サブシステムの利用予定、操作説明会の開催希望等について、あらかじめ利用機関に照会を行う。

## 第 9 その他

1 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等への遵守

統計センターは、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成 17 年 12 月 13 日情報セキュリティ政策会議決定)、「統計センター情報セキュリティポリシー」その他関係規程等に基づき、情報セキュリティに関する必要な対応を行う。

2 セキュリティ監査の実施

統計センターは、毎年 1 回、政府統計共同利用センターのセキュリティ監査を実施する。

3 統計調査等業務の業務・システム最適化等に係る協力

統計センターは、統計調査等業務の最適化の取組のうち、政府統計共同利用システムに係るフォローアップの実施、業務・システム最適化実施評価報告書の作成、最適化計画の改定、概算要求のための業務等への必要な協力を行う。

4 「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に基づく必要な対応

統計センターは、第7の2に掲げる事項のほか、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の「第3 業務・システム最適化実施指針（ガイドライン）」の規定に基づく必要な対応を行う。

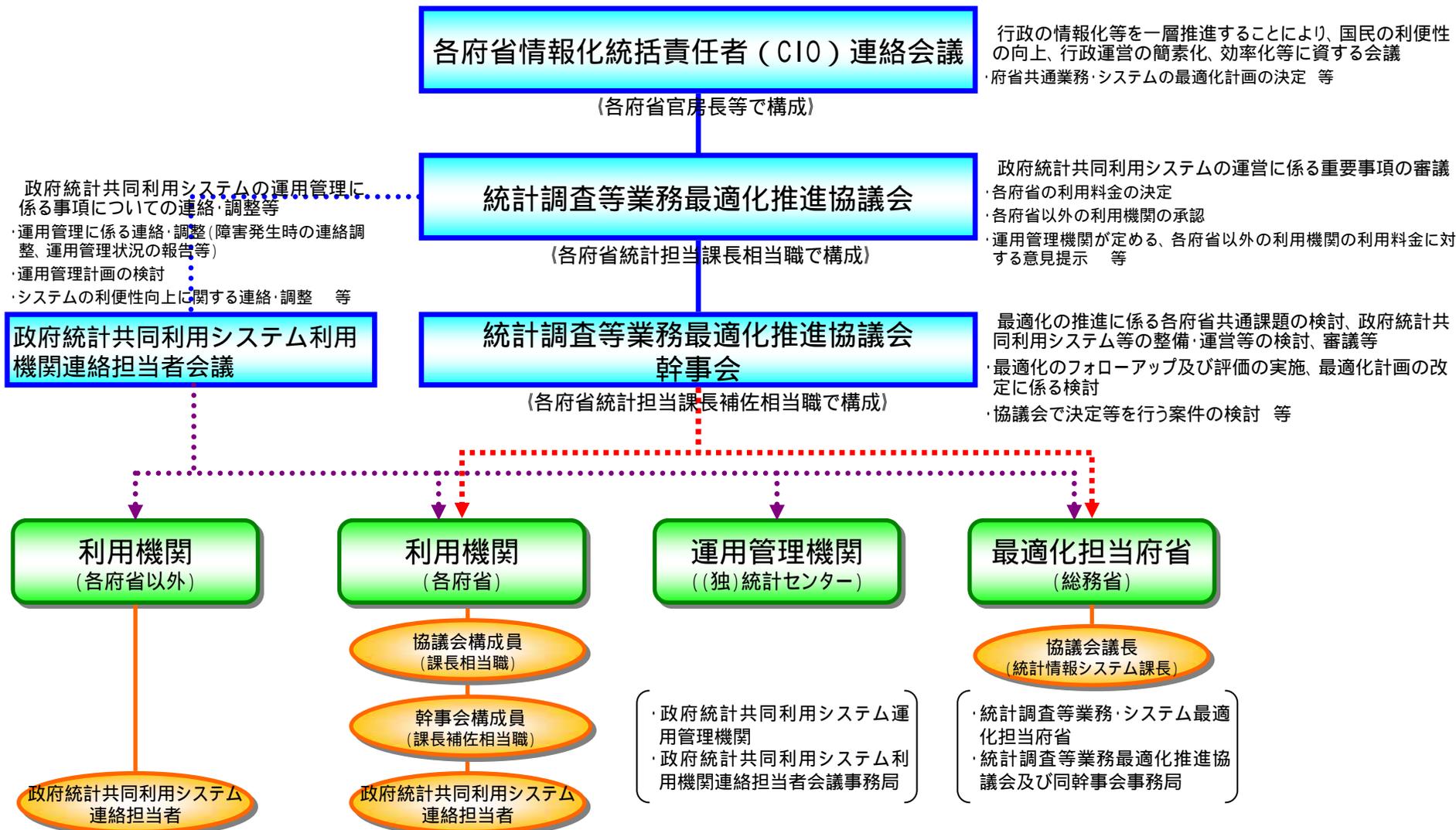
5 その他

統計センターは、本約款に掲げる事項のほか、最適化計画及び基本規程の趣旨に沿って、総務省と連携し、政府統計共同利用システムの運用管理に係る必要な業務を行う。

# 今後の統計調査等業務・システムの最適化実施体制(案)

(参考1-1)

統計調査等業務の最適化の取組については、平成20年度から政府統計共同利用システムの運用が開始されるなど新たなフェーズを迎えることとなるが、今後、これらの取組を円滑に実施し、最適化の効果を最大限に発現するため、従来の体制を見直すことが必要。  
今後の統計調査等業務の最適化の実施体制(案)は下図のとおり。



**「統計調査等業務最適化推進協議会の運営について」(2006年(平成18年)4月24日統計調査等業務最適化推進協議会決定)  
改定案 新旧対照表**

改定案	現行
<p>統計調査等業務最適化推進協議会(以下「協議会」という。)の運営については、「統計調査等業務最適化推進協議会について」(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に定めるもののほか、下記のとおりとする。</p> <p align="center">記</p> <p>1 開催</p> <p>(1) 協議会は、必要がある場合に議長が随時招集するものとする。</p> <p>(2) 議長は、前項に定めるほか、協議会の構成員から要請があり、必要と認めたときは、協議会を招集するものとする。</p> <p>(3) 協議会の構成員が出席できないときは、当該構成員の指名する代理の職員が出席することができる。</p> <p>(4) 協議会は、構成員(代理の職員を含む。)の3分の2以上の出席により成立する。</p> <p>2 議決</p> <p>協議会に付議された事項のうち協議会の決定とするものの議決は、協議会に出席する構成員(代理の職員を含む。)において、全会一致により行う。</p> <p>(削る)</p>	<p>統計調査等業務最適化推進協議会(以下「協議会」という。)の運営については、「統計調査等業務最適化推進協議会について」(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に定めるもののほか、下記のとおりとする。</p> <p align="center">記</p> <p>1 開催</p> <p>(1) 協議会は、必要がある場合に議長が随時招集するものとする。</p> <p>(2) 議長は、前項に定めるほか、協議会の構成員から要請があり、必要と認めたときは、協議会を招集するものとする。</p> <p>(3) 協議会の構成員が出席できないときは、当該構成員の指名する代理の職員が出席することができる。</p> <p>(4) 協議会は、構成員(代理の職員を含む。)の3分の2以上の出席により成立する。</p> <p>2 議決</p> <p>協議会に付議された事項のうち協議会の決定とするものの議決は、協議会に出席する構成員(代理の職員を含む。)において、全会一致により行う。</p> <p>3 専門部会</p> <p><u>(1) 協議会は、各府省共同利用型システムの運営その他統計調査等業務の業務・システムの最適化の推進に関し、特定の事項について専門的な検討、連絡調整等を行う必要があるときは、専門部会を設置するものとする。</u></p>

改定案	現行
<p>3 幹事会</p> <p>(1) <u>統計調査等業務の最適化の推進に係る各府省に共通する課題並びに政府統計共同利用システムその他統計調査等業務の最適化に係る情報システムの整備及び運営等について、検討、連絡調整及び審議等を行うため、協議会の下に、「統計調査等業務最適化推進協議会幹事会」(以下「幹事会」という。)を設置するものとする。</u></p> <p>(2) <u>幹事会に主査を置く。主査は、議事を管理し、会議の進行を行う。また、必要に応じ、幹事会の検討状況等を協議会に報告するものとする。</u></p> <p>(3) <u>幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、主査は、必要があると認める場合は、政府統計共同利用システムの運用管理機関の職員及びその他の者をオブザーバーとして出席させることができる。</u></p> <p>(4) <u>幹事会の庶務は、総務省統計局統計情報システム課において処理する。</u></p> <p>(5) <u>上記1及び2に定める事項は、幹事会の決定又は承認とする議事に準用するものとする。</u></p> <p>(6) <u>その他幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。</u></p>	<p>(2) <u>専門部会に主査を置く。主査は、議事を整理し、会議の進行を行う。</u></p> <p>(3) <u>主査は、必要に応じ、専門部会の検討状況等を協議会に報告するものとする。</u></p> <p>(4) <u>上記1及び2に定める事項は、専門部会の決定とする議事に準用するものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

改定案	現行
<p>4 その他</p> <p><u>共通問題専門部会、情報システム専門部会及び調査項目標準化等専門部会は、上記3の幹事会の設置に伴い廃止する。</u></p>	<p>(新設)</p>

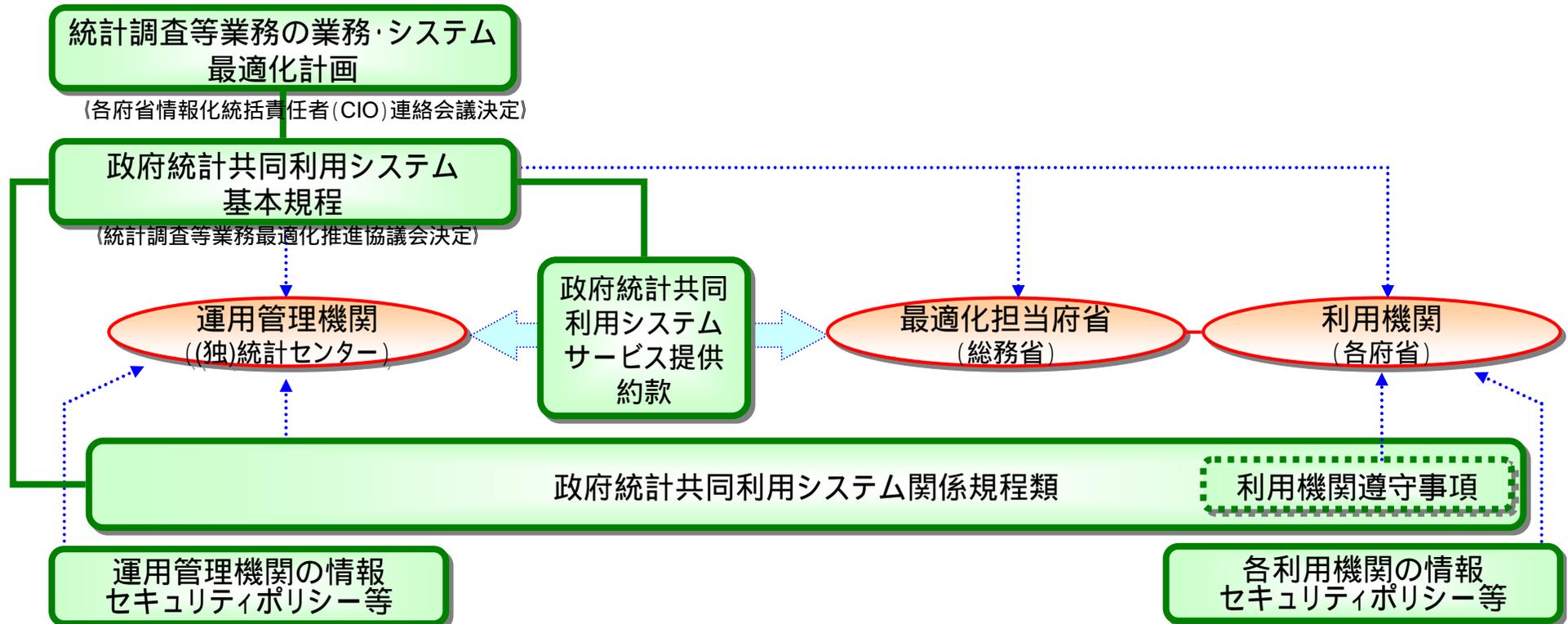
# 政府統計共同利用システムに係る各種規程等の体系 (参考2-1)

## 政府統計共同利用システム基本規程

- 統計調査等業務最適化推進協議会で定める重要事項のひとつとして整備し、当該規程に政府統計共同利用システムの運営の基本原則を網羅的に規定。
- システムの運用管理に当たって必要となる具体的な遵守事項（各種規程、手順書等）については、運用管理機関が別途規定。
- 政府統計共同利用システムを利用するための各府省内のLAN端末等の情報セキュリティ確保については、既存の各府省の情報セキュリティポリシー等に準拠して必要な対応を実施。

## 政府統計共同利用システムサービス提供約款

- 運用管理機関が提供する具体的なサービスの内容を定める約款。
- 当該約款を別添とした契約書を運用管理機関と統計調査等業務の最適化の担当府省である総務省との間で締結。



# 政府統計共同利用システム基本規程（案）の概要

(参考2-2)

- 政府統計共同利用システムの運営に関する基本原則を定めるとともに、同システムの運営に係る関係機関の相互関係及び責務等を明らかにするものとして、統計調査等業務最適化推進協議会で決定。
- 最適化計画で記載されている事項、協議会で決定した事項についても網羅的に掲載。

## 主なポイント

事項	主な内容	説明
経費分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各府省の利用料金は、統計調査等業務最適化推進協議会（以下「協議会」という。）で定めること。</li> <li>◆ 地方公共団体等新たに利用機関となる機関（以下「承認機関」という。）の利用料金は、協議会の意見を踏まえ運用管理機関において定めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各府省の料金については、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（H18.3.31CIO連絡会議決定）（以下「最適化計画」という。）に基づき、協議会で定めることを示したもの。</li> <li>➤ 承認機関の利用料金については、「政府統計共同利用システムの利用機関について」（H19.7.4協議会決定）において、運用管理機関において、協議会の意見を踏まえ定めることとされたことを踏まえたもの。</li> </ul>
各府省におけるサービス利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各府省は、「政府統計共同利用システムサービス提供約款」（以下「サービス提供約款」という。）に掲げるサービスを受けることができること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各府省は、サービス提供約款に記載された内容のサービスを受けることができることを定めたもの。なお、サービス提供約款の内容については、あらかじめ協議会の下で調整を行う。</li> </ul>
承認機関におけるサービス利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 承認機関が運用管理機関のサービスを受けようとする場合は、あらかじめ協議会議長に申し出て、協議会の承認を得ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「政府統計共同利用システムの利用機関について」を踏まえ、地方公共団体等が利用機関となる場合の具体的な手続を定めたもの。</li> </ul>
セキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 運用管理機関は、情報セキュリティポリシーその他政府統計共同利用システムの情報セキュリティ関係規程等に基づき、必要な措置を講ずること。</li> <li>◆ 利用機関は、政府統計共同利用システムの情報セキュリティ関係規程及び各利用機関内の情報セキュリティポリシーに沿って、必要な措置を講ずること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 運用管理機関は、政府統計共同利用システムの運用管理に伴う情報セキュリティ確保に当たっては、同機関が定めた情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ関係規程等に沿った対応を行うことを示したもの。</li> <li>➤ 利用機関においては、政府統計共同利用システムの情報セキュリティ関係規程のほか、各利用機関がそれぞれ定めている情報セキュリティポリシー等に沿った対応を行うことを示したもの。</li> </ul>
運用管理機関の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ サービス提供約款に掲げる各種サービス及びその他実施することとされている業務を円滑に行うこと。また、運用管理機関は、運用管理に必要な規程類を整備し、運用管理業務を遂行すること。</li> <li>◆ 各サブシステムは24時間運用とすること。</li> <li>◆ 創意工夫及び経営努力を通じ、政府統計共同利用システム業務の効率化及び経費の低減に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 運用管理機関は、政府統計共同利用システムの関係規程を整備・管理し、各利用機関へのサービス提供等を円滑に行うことを定めたもの。なお、関係規程中各利用機関に遵守を求める事項については、あらかじめ協議会の下で調整を行う。</li> <li>➤ 最適化計画にあるとおり、運用管理機関の創意工夫及び経営努力を通じ、政府統計共同利用システムの経費低減等に努めることを示したもの。</li> </ul>

# 政府統計共同利用システムサービス提供約款（案）の概要

- 運用管理機関である（独）統計センターが提供する政府統計共同利用システムのサービスの内容及びサービスの提供を行うに当たり必要となる事項を定めたもの。
- 本約款を主な内容とする契約書を、統計調査等業務の最適化の担当府省である総務省と統計センターとの間で締結。

## 主なポイント

事項	主な内容	説明
サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 統計センターが提供するサービスは次のとおりとすること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>各サブシステムによる各種情報及び機能の提供</li> <li>各サブシステムの運用管理等                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種情報等のメンテナンス</li> <li>・利用機関等との連絡・調整等</li> </ul> </li> <li>政府統計共同利用センターの運用・保守等</li> <li>利用者等への支援                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプデスク</li> <li>・操作説明会の開催</li> </ul> </li> <li>操作性向上のための改修及び機能拡充等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各サブシステムのデータのメンテナンス及び各利用機関との必要な連絡・調整、政府統計共同利用センターの運用・保守等、システムの改修及び機能拡充、操作説明会等の開催による利用者への支援等の事項を中心としたサービスを提供することを定めたもの。</li> </ul>
関係規程の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 運用管理に必要な規程を整備すること。また、運用管理の状況に応じ、規程の改定等必要な対応を行うこと。また、利用機関が遵守すべき事項を定める規程については、協議会での調整を経ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ サービスを提供するに当たって必要となる、基本規程で規定した規程の整備等に係る具体的な内容を定めたもの。</li> </ul>
連絡・調整等体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 統計センターは、利用機関との連絡・調整体制を確立すること。</li> <li>◆ 統計センターは「政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議」の庶務を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ システムの運用管理の円滑化を図るため、運用管理機関としての体制を整備することを明示したもの。</li> <li>➤ 運用管理機関との間の必要な運用管理に係る連絡・調整、運用管理計画の調整、運用状況の報告、システム改修・機能拡充を行う場合の意見聴取等を内容とする会議として設置することとしたもの。事務局は運用管理機関が行う。</li> </ul>
障害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 統計センターは、政府統計共同利用センター及び各サブシステムに障害が発生した場合、速やかに復旧のための対応を行うこと。また、障害発生時及び障害復旧後、利用機関に対し速やかに連絡を行うこと。</li> <li>◆ 統計センターは、障害の復旧後、原因を究明し、再発防止策等の措置を講ずること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 政府統計共同利用システムに障害が発生した場合、統計センターは、速やかに必要な対応を行うとともに、利用機関等関係機関に連絡することを定めたもの。また、障害復旧後においても、原因究明を速やかに行い、再発防止方策を講ずることを定めたもの。</li> </ul>

事項	主な内容	説明
運用管理状況の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 統計センターは、政府統計共同利用システムを構成する各サブシステムの利用状況、政府統計共同利用センター及び各サブシステムの障害発生・対応の状況等について、毎年1回、利用機関連絡担当者会議に報告すること。</li> <li>◆ 統計センターは、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に基づく府省共通業務・システムの担当府省である総務省への各種報告を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 統計センターは、年に1度、利用機関連絡会議を通じ、各利用機関に対し、運用状況等を説明するようにしたものの。</li> <li>➤ 最適化対象のシステムについては、担当府省において、運用開始後、運用報告書・保守報告書の提出等を「業務・システム最適化実施指針（ガイドライン）」で求められているところであり、本ガイドラインに沿って必要な対応を行うこととしたもの。</li> </ul>
運用管理計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 統計センターは、毎年度の運用管理計画を作成し、政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議に提示すること。</li> <li>◆ 統計センターは、運用管理計画の作成に当たっては、各サブシステムの利用予定、操作説明会の開催希望等について、あらかじめ利用機関に照会を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 政府統計オンライン調査総合窓口をはじめとするサブシステムを稼動するに当たっては、事前に各利用機関の調査実施予定等を把握し、計画的な運用が求められるところ。このような各利用機関の利用予定等を統計センターにおいて事前に把握し、翌年度のシステムの運用管理計画を作成し、各利用機関に提示することを定めたもの。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 統計センターは、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」、統計センターの情報セキュリティポリシー及びその他政府統計共同利用システムの情報セキュリティ関係規程等に基づき、情報セキュリティに関する必要な対応を行うこと。</li> <li>◆ 統計センターは、最適化の取組のうち、政府統計共同利用システムに係るフォローアップの実施、評価報告書の作成、最適化計画の改定、概算要求のための業務等に協力を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 政府統計共同利用システムの運用管理を行うに当たっては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」、統計センター自らのセキュリティポリシー及び政府統計共同利用システムの情報セキュリティ関係規程を遵守して、情報セキュリティの確保のための対応を行うことを定めたもの。</li> <li>➤ 統計センターは、統計調査等業務の最適化の取組のうち、政府統計共同利用システムに係るものについて、必要な協力を行うこととしたもの。</li> </ul>

事項	主な内容	説明
利用機関の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各利用機関は、運用管理機関が定める規程類のうち利用機関に求められる事項を遵守すること。</li> <li>◆ 利用機関が、地方公共団体等に政府統計共同利用システムを利用させる場合は、同システムに係る各種規程の遵守を地方公共団体等に求めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 運用管理機関が定める規程等を遵守して利用することを定めたもの。</li> <li>➢ 法定受託事務等により地方公共団体等に政府統計共同利用システムを利用させる場合にも、利用機関と同様、各種規程類を遵守することを定めたもの。</li> </ul>
総務省の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 運用管理機関との間で連絡・調整を密に行うこと。</li> <li>◆ 仕様書、設計書及びソフトウェアプログラムを適正に管理すること。運用管理機関がソフトウェアプログラムを使用するに当たっては、使用許諾契約を締結すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 運用管理機関が行う運用管理業務が適正に行われるよう、連絡・調整を密に行うことを定めたもの。</li> <li>➢ 政府統計共同利用システムの仕様書、設計書及びソフトウェアについては、担当府省である総務省が管理し、ソフトウェアについては、使用許諾契約を運用管理機関と締結することにより使用を認めることを定めたもの。</li> </ul>
システムの改修及び機能拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 運用管理機関は、総務省と調整し、システムの改修及び機能拡充を行うこと。</li> <li>◆ 改修及び機能拡充を行った場合には、協議会に報告すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 運用管理機関は、総務省と調整の上、必要なシステムの改修及び機能拡充を行うことを定めたもの。なお、利便性向上のための改修及び機能拡充については、あらかじめ利用機関等から要望等を聴取する。</li> <li>➢ 改修及び機能拡充を実施した場合には、協議会に報告することを定めたもの。</li> </ul>
利用機関固有の事情によるシステム対応等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 利用機関固有の業務の遂行のために政府統計共同利用システムの改修等の対応を行う場合には、協議会で調整すること。また、対応を行う場合の経費については、原則として当該利用機関が負担すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 政府統計共同利用システムと各利用機関の固有システムとの連携等を行うに当たり、政府統計共同利用システムの改修等が発生する場合には、協議会の下で調整を行うことを定めたもの。また、改修等の際に必要な費用は、当該利用機関が負担することを原則としたもの。</li> </ul>
利用機関連絡担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 利用機関と運用管理機関との間で円滑な連絡・調整等を行うとともに、システムの利便性に資するため、利用機関連絡担当者会議を置き、会議の庶務は、総務省の協力を得て、運用管理機関において処理すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 運用管理機関との間の必要な運用管理に係る連絡・調整、運用管理計画の調整、運用状況の報告、システム改修・機能拡充を行う場合の意見聴取等を内容とする会議として設置することを定めたもの。</li> </ul>

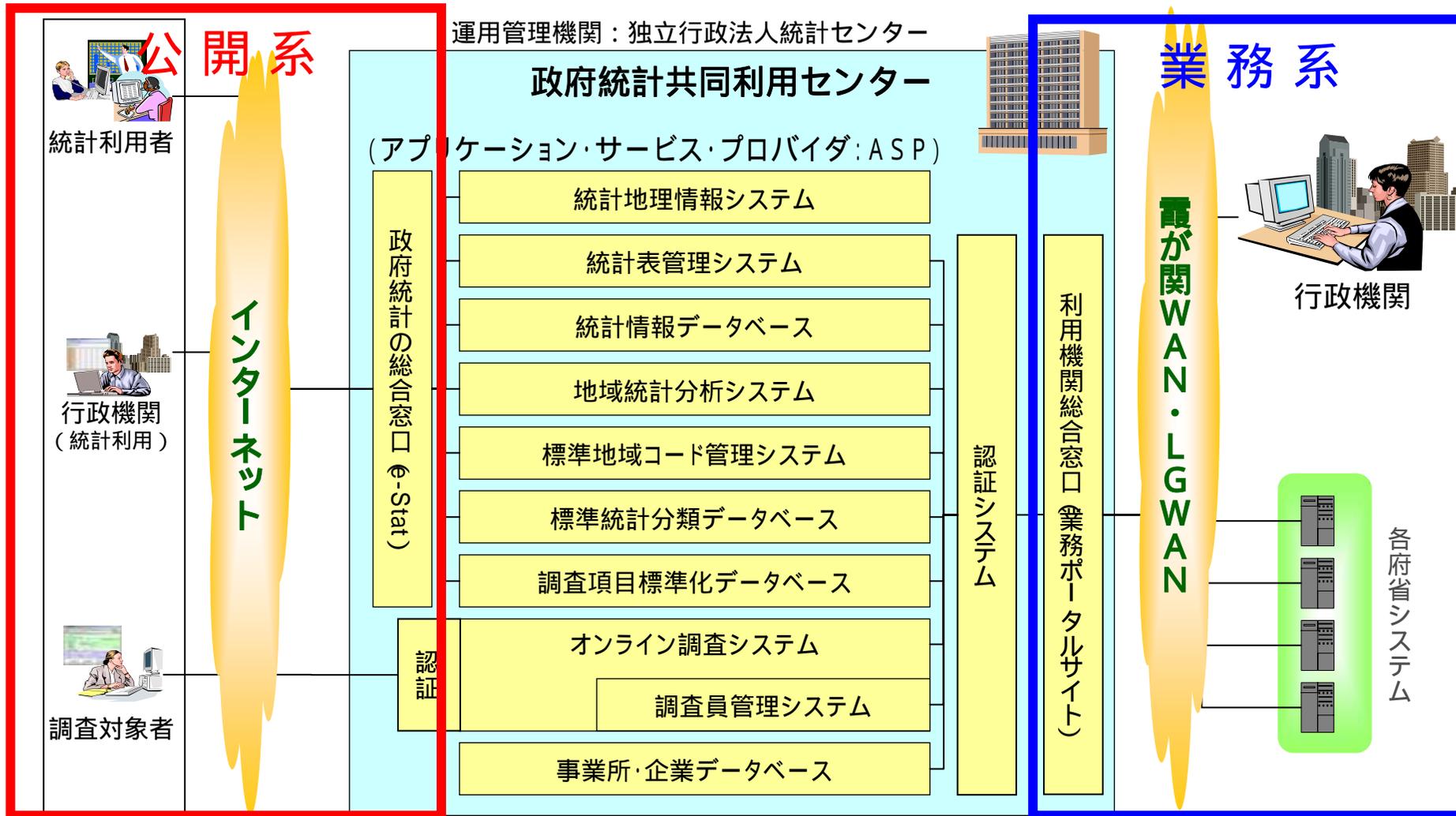
# 政府統計共同利用システムの概要

平成20年3月31日

統計調査等業務最適化推進協議会事務局

# 最適化の中核：政府統計共同利用システム

統計調査等業務の最適化を通じ、統計関係の情報システムを集約させ、政府全体で共用する各府省共同利用型システム（政府統計共同利用システム）を整備。政府統計のASPとして、各府省の統計調査等業務に係る共通の業務基盤・サービスを提供。



ASP：ビジネス用の情報システムをネットワークを通じて利用機関に提供する事業主体

# システム構成図

(情報セキュリティ確保のため略)

# 政府統計の総合窓口 (e-Stat)

政府統計の総合窓口 GL01010101 - Microsoft Internet Explorer

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do

**e-Stat** 政府統計の総合窓口

現在、試行運用中です  
平成20年4月1日～本格運用開始予定

日本の統計が閲覧できる  
政府統計ポータルサイト

注) 本サイトに格納している統計データは各府省が登録したものです

各府省等からのお知らせ ユーザ登録 ログイン アンケート English

【試行運用中につき登録データは限られており、最新でない場合があります。最新データ等をご希望の方は各府省Webサイトをご覧下さい。】

**統計データを 探す**

キーワードで探す  
統計分野で探す  
作成機関名で探す

**地図や図表で 見る**

- 図表で見る日本の主要指標
- 都道府県・市区町村のすがた
- 地図で見る統計(統計GIS)
- 統計年鑑等の統計書

**調査項目を 調べる**

統計に用いる分類(産業、職業等)・用語  
市区町村名・コード  
調査項目を探す

**統計制度を 知る**

- 日本の統計制度
- 統計委員会(平成19年10月～)
- 統計審議会(平成19年9月まで)

**統計を 学ぶ**

- 統計学習サイト
- 統計関係書籍検索

**統計サイト検索・リンク集**

- 各府省等の統計サイトから探す
- 統計関係リンク集

統計データ新着情報 一覧表示 公表予定 一覧表示 インターネット

# 政府統計オンライン調査システム (e-Survey)

政府統計  
オンライン調査総合窓口  
お問い合わせ

## 政府統計オンライン調査総合窓口へようこそ

— 統計調査に協力いただきありがとうございます —

初めてこのサイトを利用になる方は、「[このサイトについて](#)」その他、下部メニューにある説明をお読みください。

このサイトから統計調査に回答いただく場合には、あらかじめ配付された **オンライン調査に関する説明資料** に記載されている「**政府統計コード**」、「**調査対象者ID**」、「**確認コード**」が必要になります。  
これらを手元に準備いただき「**ログイン画面へ**」をクリックしてください。

「ログイン画面へ」をクリックすると、 SSLにより暗号化された **ログイン画面**が表示されます。

**ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。**

[ログイン画面へ](#)

※政府統計オンライン調査総合窓口は、統計調査等業務の業務・システム最適化計画に基づき 総務省統計局 が運営しています。

[このサイトについて](#)   [利用規約](#)   [利用に当たってのお願い](#)   [安全な通信を行うために](#)   [回答情報の保護](#)

ページが表示されました

# 利用機関総合窓口

(情報セキュリティ確保のため略)

# 政府統計共同利用システムの運用管理体制図

